平成２７年（フ）第１０２号
福井市鹿俣町第41号35番地
債務者　中谷　　廣
1　決定年月日時　平成27年４月24日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸川委久子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月11日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
札幌市北区拓北６条２丁目４番６号
債務者　石黒　素直
1　決定年月日時　平成27年４月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上木　健司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４９７号
愛知県名古屋市緑区神沢２丁目1110番地の１サンヒルズ神沢203号
債務者　吉田　亜也
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古嶋　公博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年８月26日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２２８５号
札幌市東区北18条東10丁目３番10―202号
債務者　織笠　正已
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３６９号
札幌市東区北18条東10丁目３番10―202号
債務者　織笠　準子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７８号
札幌市白石区平和通11丁目北４番15号
債務者　谷嶋　優人
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４１４号
札幌市北区麻生町２丁目６番１号　パレス麻生Ⅱ205号
債務者　小澤壽太郎
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４３９号
札幌市東区伏古６条５丁目１番３―203号
債務者　泉澤　啓子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４６５号
札幌市豊平区平岸３条18丁目２番６号　吉田ハウス３号
債務者　水谷　　陵
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３号
福島県喜多方市豊川町高堂太字堂畑1343番地
債務者　猪貝　　亮
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
大阪府松原市三宅西４丁目582番地の１―606号
債務者　北野　隆志（旧姓朝田）
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１９号
新潟県加茂市大郷町１丁目６番９号
債務者　藤田　勇次
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第７５号
静岡県沼津市原1487番地の１　市営原団地Ｄ９―304、前住所静岡県沼津市西沢田849番地ブルーサニー101
債務者　小野メリージェーン
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
大阪府藤井寺市藤ヶ丘４丁目14番12―305号
債務者　髙宮　幹治
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
大阪府富田林市常盤町９－３、住民票上の住所大阪府富田林市富田林町９番11号
債務者　吉川　優哉
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２１１号
大阪府富田林市錦織北２丁目５番21号―401、前住所大阪府松原市一津屋３丁目４番２―501号
債務者　寺岡美知子
1　決定年月日時　平成27年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係